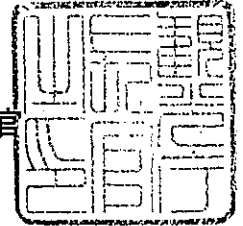




観 観 産 第 4 1 2 号
平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日

京都府知事 殿

観光庁長官



「企画旅行に関する広告の表示基準等について」の一部改正について

平成 2 8 年 1 月 1 5 日に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省では「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置のうえ、再発防止策について徹底的に検討し、本年 6 月 3 日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を取りまとめたところです。これを踏まえ「企画旅行に関する広告の表示基準等について」を別紙のとおり一部改正いたしましたので、ご了解願います。

また、別添写しのとおり（一社）日本旅行業協会会長、（一社）全国旅行業協会会長に対して周知徹底を要請したところですが、旅行業協会非加盟の旅行業者等（旅行業法第 1 1 条の 2 に規定する旅行業者等を言う。）に対しいて周知徹底をお願いいたします。